



1. 中部事務所の活動状況

(1) 概況

令和2年度第3四半期（10月～12月）においては、デジタル化が加速しました。

新型コロナウイルス感染症の発生以降、第1四半期（4月～6月）には、中部事務所ウェブページを改装しました。また、大学でのオンデマンド方式による独占禁止法教室を開始しました。

第2四半期（7月～9月）には、Web会議システムを導入しました。そして、開催した会議等の概要や工夫を「中部事務所デジタル化への取組」としてウェブページで情報発信することとしました。

こうした取組が第3四半期には一段と進展していきます。Web会議等の開催回数はこの期間40回を超えました。中小企業団体、消費者団体、地方公共団体、弁護士会など相手先も広がっていきます。前述の情報発信の件数も倍増（10件）となりました。また、下請法基礎講習会のWeb開催と合わせてデジタル下請法道場を開設しました。振り返ってみれば、デジタルの活用を広く推し進めるという四半期でした。

これら一方で、対面による意見交換等の重要性も指摘されています。「オンライン」と「対面」との使い分けについてどのように考えるのか、今後の論点ではないでしょうか。